

鹿沼市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、鹿沼市長から監査の結果に基づく措置について通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和5年4月21日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 舘野裕昭

1 環境部

監査の種類	地方自治法第199条第2項の規定による行政監査
監査結果報告日	令和5年3月24日付 監第57号
措置結果通知日	令和5年3月31日付 環第542号
監査結果	(指摘事項) 随意契約についての行政監査において、鹿沼市財務規則第76条の2では、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の随意契約をする場合は、「(1) 契約を締結する前において、当該契約の名称、履行場所、契約の概要、当該契約の相手方の名称、資格要件及び締結の時期について公表すること」及び「(2) 契約を締結した後において、当該契約の相手方となった者の名称及び所在地、契約金額、契約締結日並びに契約期間について公表すること」と定めているが、環境部において公表されていないことが確認された。該当の契約事務内容を再度整理し、規則どおり運用することを求める。
措置内容	令和5年3月24日に、令和4年度における随意契約については別紙1を、令和5年度における随意契約については別紙2を作成し、それぞれ環境クリーンセンター窓口に備え付けて閲覧に供した。なお、当該閲覧に係る一覧表の作成及び方法については、「鹿沼市財務規則第76条の2に基づく随意契約の公表について（別紙3。令和4年12月21日行政経営部長通知）」に基づき実施した。